

11 平成23年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（39箇所48件）

①経営管理部（3箇所3件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
福利厚生課	平成23年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 恩給支給額の誤り</p> <p>3 内容 福利厚生課所管の恩給の一部の支給に、平成19年10月から実施された遺族加算等の改定内容が反映されていないものがあり、10人に不足額が生じていた。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>支給額に誤りがあったことが判明した後、直ちに不足額が生じていた対象者（御本人又は御家族）全員に謝罪と説明を行い、平成23年8月26日までに対象者全員に対して不足額の支払いを完了しました。</p> <p>また、本件判明後、再発防止に向け新たにチェック表を整備したところであり、今後の制度改正時等においてはチェック表の活用と複数職員による確認を徹底し、確実な事務処理に努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津財務事務所	平成23年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 自動車税減免申請書等の不適切な処理</p> <p>3 内容 平成22年度に受理した自動車税減免申請書等の一部の処理を怠っていた。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>不適切な処理が発覚した後の平成23年6月から7月にかけて、申請者に謝罪するとともに、減免及び課税免除に際して減免及び課税免除対象確定のための現地調査を実施し、7月29日までに還付等の処理をすべて完了しました。</p> <p>不適切な処理の防止策として、自動車税減免申請書等の進捗状況チェック表を作成し、担当者から分室長に処理状況を報告させ、進行管理の徹底を図っています。</p> <p>また、自動車税減免申請書等をより細かく申請種類別に保管し、分室長が、自動車税減免申請書等の現物確認をするなど、進捗状況を把握しチェックしています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
経営管理部	平成23年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 職員による盗撮事件の発生</p> <p>3 内容 県外の飲食店の男女共用の個室トイレの洗面台の上に、盗撮目的でカメラ内蔵ポータブルレコーダーを設置し、店の従業員に発見されるという事件が、平成23年3月に発生した。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>平成23年3月に発生した盗撮事件については、県民全体の奉仕者である県職員たる自覚を持ち、県政に対する信用を失墜するような行為を二度と起こさないよう、各部署の総務担当者が集まる会議で綱紀の厳正保持について通知するとともに、6月のコンプライアンス推進月間でも、公務外も含めた公務員の行為について事例問題で確認を行ったほか、各所属においてコミュニケーションの活性化をテーマとした意見交換会を開催することで、オープンなコミュニケーションができるような職場環境づくりに努めています。</p> <p>今後とも、より一層の規範意識の高揚と法令遵守の徹底に取り組んでいきます。</p>	

②くらし・環境部（2箇所2件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公営住宅課	平成 23 年 9 月 30 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 公営住宅使用料の収入未済額が多額</p> <p>3 内 容 平成 22 年度の公営住宅使用料の収入未済額が多額であり、収入率も前年度に比べ低下している。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今年度、県営住宅使用料の収入未済を解消する目的で、滞納対策強化本部を設置しました。</p> <p>このことにより、公営住宅課、各土木事務所、住宅供給公社が、相互の連携を密にし、滞納対策の諸問題について意見交換を行いながら、目標数値設定等による認識の統一を図り、新たに見直しをした滞納整理マニュアルに基づき滞納整理を進めています。</p> <p>また、生活保護受給者については、福祉事務所が直接県に県営住宅使用料を納付する代理納付制度をより推進するため、市と協議をすすめ、新たな未収債権の発生を抑えながら未収債権の回収に努めています。</p> <p>さらに、土木事務所に住宅供給公社の徴収嘱託員 15 人を駐在させ、滞納者に対して、電話、臨宅等による督促、連帯保証人に対する督促などを継続して行っているところですが、新たに 11 月から 10 名の非常勤職員を雇用し、初期滞納者への納付指導を重点的に行っています。</p> <p>上記の対応と併せて、長期滞納者のうち必要な者に対する法的措置、退去滞納者分の民間債権回収会社への委託など、滞納状況に応じて適切な対応を図り、収入未済額の減少に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
水利用課	平成 23 年 9 月 30 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 補助金の不適切な交付事務</p> <p>3 内 容 簡易水道施設整備補助金の交付決定について、出納審査課への合議を忘れ、翌年度に交付決定通知を遡って作成していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>補助金の交付事務に当たっては、支出負担行為同の課内における起案、決裁時に、課員による書類の確認等が行われていますが、その後の出納審査課への合議及び交付決定通知の実施については、担当者任せとなっていました。</p> <p>このため、チェックリストを作成し、補助手続きの進捗状況を班長が確認することとし、また、課長が財務会計システムを月2回以上チェックすることにより、予算執行状況の確認を行うことにしました。</p>	

③健康福祉部（4箇所8件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
賀茂健康福祉センター	平成 24 年 3 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 自立支援医療費（育成医療）の認定誤り</p> <p>3 内 容 自立支援医療費（育成医療）の支給認定において、自己負担上限額の算定を誤り受給者に自己負担額の返還が生じた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成 23 年 11 月 18 日に受給者宅を訪問し、正しい受給者証の交付、認定誤りについての謝罪及び過分に負担した金額を県から返納するための手続きについて説明を行い、了解を得た上で、12 月 16 日に返納が完了しました。</p> <p>また、再発防止については、担当職員等による認定事務の研修会を実施し、本庁担当課が新たに作成した育成医療に関するマニュアルをもとに作成したチェック表の活用と複数職員による確認を徹底し、確実な事務処理に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部健康福祉センター	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 自立支援医療費（育成医療）の認定誤り</p> <p>3 内 容 自立支援医療費（育成医療）の支給認定において、自己負担上限額の算定を誤り受給者に自己負担額の追徴又は返還が生じた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>【措置の内容】</p> <p>1 受給者への返還又は追徴 保健所副所長等が平成23年12月から受給者宅を訪問し内容を説明・謝罪するとともに、正しい自己負担上限額を記載した受給者証を再発行しました。また、受給者の過分払い4事例については12月中に返還手続きが終了しました。追徴14事例のうち12事例は納入の同意が得られたが、2事例は引き続き納入を依頼しています。</p> <p>2 再発防止対策 福祉こども局こども家庭課が平成 24 年 2 月に作成した「自立支援医療費（育成医療）支給認定事務の手引き」に沿った事務処理の徹底と保健所内での事務手続きのダブルチェックにより、医療費申請に係る事務処理の誤りが発生しないようにしました。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 一時保護委託費の支払い先誤り</p> <p>3 内 容 里親に対する一時保護委託費の一部について、支払先を誤って支払いをしていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 過誤支出額の返還及び正当支出額の支払 東部健康福祉センター所長及び育成課長が対象者宅を訪問し、内容を説明・謝罪の上、過誤支出額の返還及び正当支出額の支払いを行いました。</p> <p>2 再発防止対策 里親が同姓であったために対象者を誤認し、支払いしたことから、台帳による確認の徹底を行うとともに、ケース担当者が委託費の執行状況を確認することによる相互チェック体制を強化し、事務処理の誤りが発生しないようにしました。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 報償費等の支払い漏れ</p> <p>3 内 容 平成 21 年度及び平成 22 年度分の児童相談所嘱託医への報償費等の支払い漏れがあった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 対象者への支払 東部健康福祉センター所長及び育成課長が対象者を訪問し、内容を説明・謝罪の上、未払い分の報償費等の支払いを行いました。</p> <p>2 再発防止対策 事業報告の決裁の際、支出関係書類の決裁も併せて行うこととし、支出を含めた事業執行状況の確認を確実にを行うようにしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部健康福祉センター	平成 24 年 3 月 2 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	自立支援医療費（育成医療）の認定誤り
3 内 容	自立支援医療費（育成医療）の支給認定において、自己負担上限額の算定を誤り受給者に自己負担額の追徴又は返還が生じた。
【措置の内容】	
<p>下記により認定事務の見直しを行い、自立支援医療費（育成医療）の認定事務の誤りの再発防止を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場内研修会を開催し、福祉こども局こども家庭課が平成24年2月に作成した「自立支援医療（育成医療）支給認定事務の手引き」に沿った事務処理の徹底を図っています。 ・所内での認定事務のダブルチェックを徹底しています。 <p>また、誤認定した7件は、医療受給者証の再交付の手続きを行い、個別に訪問し、謝罪と説明の上、過払い分の自己負担額については、平成23年12月27日に返還しました。</p>	
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書の一部紛失
3 内 容	産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書類の添付書類のうち、県証紙が添付されている書類の一部を紛失した。
【措置の内容】	
<p>申請書類の取扱いについて、発生後直ちに以下のように改善し、職員に徹底することにより再発防止を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類は、離散防止のため即時にファイリングするようにしました。 ・申請書類はダブルチェックし、受理から処理完了までの処理状況を受付簿に記録するようにしました。 ・差替え等で取り外した書類は廃棄せず、申請者に返却するようにしました。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
こども家庭相談センター	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	身体障害者手帳の障害等級の誤り
3 内 容	身体障害者手帳を交付した際に、2つ以上の障害が重複する場合の障害等級の取扱いを誤って手帳を交付していたことが判明した。
【措置の内容】	
<p>身体障害者手帳の交付において、2つ以上の障害が重複する場合の障害等級については、重複する障害の合計指数に応じて認定することになっていますが、この指数合算という考え方は昭和59年から始まり、その後も取り扱いの変更があったことなどから、過去に誤って交付していた事例があることが判明しました。このため、該当者に対して速やかに謝罪をするとともに、正しく交付されていれば受けられたサービスについて、可能な限り遡及して適用することを市町へ依頼し、全員に遡及して適用されました。</p> <p>なお、手帳交付の申請書の県記入欄に総合等級欄を設けて総合等級の確認漏れを防ぐようにする等、厳重にチェックを行う体制に改めるとともに、交付済の手帳についても、障害が重複するケースは定期的に等級確認を実施することとしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
こども家庭相談センター	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	診療所医療事務派遣に係る不適切な契約
3 内 容	診療所の医療事務従事者派遣契約について、労働者派遣法に規定されている派遣可能期間を超える役務の提供に該当するにもかかわらず、適切な措置を講ずることなく契約を継続していた。
【措置の内容】	
<p>診療所の医療事務については、診療報酬明細書作成に加え、受付や会計業務も付随した委託内容としておりましたが、このことが労働者派遣法に規定されている期間制限が及ばない業務には該当しないとの認識がなかったため、制限期間を超えて、派遣労働者を受け入れておりました。職員には改めて、法令遵守について周知徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>なお、新たな委託契約は締結せず、平成 23 年 7 月 1 日から職員が業務を行うこととしました。</p>	

④経済産業部（2箇所2件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士農林事務所	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	施設修繕に係る不適切な会計事務処理
3 内 容	富士農林事務所の職員が、育種場取水用ポンプ2機の修繕を支出負担行為を起こさずに業者に依頼し、私費で支払いを済ませていた。
【措置の内容】	
<p>「富士農林事務所育種場」に設置された取水ポンプ2機が故障し、緊急修繕が必要となりましたが、課内での業務の共有化が十分に図られていなかったために、他の業務が立て込んでいた担当者が、上司や総務課への報告・相談や財務規則に則った事務処理を行わず、取水ポンプ2機の修繕を依頼し、私費で修繕費を支払ってしまったものです。</p> <p>これを受け、契約事務の執行に当たっては、財務規則の遵守、各課内での業務内容の共有化を図り、適正な手順により事務処理を行うよう当事者へ注意するとともに、全職員に指導徹底しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、課長等で構成された「財務会計適正執行会」を新設し、「業務発注計画表」により、月毎に各課の予算執行状況を事務所全体で管理・共有できるようにしました。</p> <p>今後も再発防止に向け、チェック体制の強化を行うとともに、職員の会計事務適正執行の意識を高め、財務規則を遵守した適正な事業執行に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
志太榛原農林事務所	平成 24 年 3 月 2 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	公務中における交通違反（著しい速度超過）の発生
3 内 容	平成 23 年 12 月に当該事務所の職員による公務中における交通違反（著しい速度超過）が発生している。
【措置の内容】	
<p>交通安全対策については、経済産業部として重点項目の設定や交通三悪撲滅の達成に向けた取組を行っていたことから、当所においても、所内に課長以上の職員で構成する「交通安全対策委員会」を設け、日頃から安全運行の徹底に努めてきました。また、事務所独自の取組として、毎日始業時の交通安全標語の唱和、全職員を対象とした交通安全事故目標の設定、交通事故ゼロボードの掲示、交通安全講習会や運転技術講習の受講等、様々な対策も行っています。</p> <p>こうした中で、職員による交通違反が発生したことを受け、すぐに「臨時所内連絡会議」を開催し改めて注意喚起を促すとともに、本人に対しては所長より厳重に注意を行いました。</p> <p>また、今回の違反は職員が交通の標識をうっかり見過ごしたため等により発生したことから、課長より、職員の出張時には常に細心の注意を払い、法令を遵守し安全運転に徹するよう声掛けを行うなど、全職員に対し注意喚起を行っております。今後も、常に職員の交通安全への意識を高めるとともに、職場内の交通安全対策の徹底に努め、再発防止に取り組みます。</p>	

⑤交通基盤部（5箇所6件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	平成 24 年 3 月 28 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	道路占用料等の調定漏れ及び徴収誤り
3 内 容	平成 22 年度の道路占用料 2 件、22 年度の河川占用料 1 件に調定漏れがあった。また、平成 19 年度から 22 年度までの港湾占用料の徴収金額に誤りがあった。
【措置の内容】	
<p>徴収誤りが判明した占用料については、占用者に報告・謝罪するとともに、平成 23 年 3 月末までに追加徴収及び還付の処理を完了しました。</p> <p>今後は、管理台帳において、他法令による許可状況等を確認できるようにするとともに、占用許可申請書類、占用許可管理台帳システム及び調定票との照合について、複数の職員が確認する体制を確保することで再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	平成 24 年 3 月 2 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	公務中等における交通加害事故が多発
3 内 容	平成 22 年度に 6 件、23 年度に 2 件、公務中等における交通加害事故が連続して発生している。
【措置の内容】	
<p>職員の事故防止については、所内の課長・支所長会等を通じて機会あるごとに注意喚起を図るとともに、沼津警察署職員を講師にした交通安全講習会の開催、「セーフティーチャレンジラリー150」への全職員参加、交通事故ゼロボードの掲示、交通安全ハンドブックの携行等により、職員一人ひとりの交通安全意識の啓発に努めています。</p> <p>また、交通事故原因として追突事故が多いことから追突事故防止のチラシを作成して所内回覧・メール配信を行うほか、公用車を運転する際の安全運転宣言表への記入や事故発生事例を情報提供することにより、再発防止に取り組んでいます。</p> <p>今後も交通安全意識の向上、交通事故防止の徹底に努めていきます。</p>	
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	道路占用料等の徴収誤り
3 内 容	道路占用料の単価の適用誤り、河川占用料の算定誤り等による占用料の徴収誤りが発生していた。
【措置の内容】	
<p>徴収誤りが判明した占用料については、占用者に報告・謝罪するとともに、平成24年1月末までに追加徴収及び還付の処理を完了しました。</p> <p>なお、道路占用料における徴収誤りの原因となった優遇措置については、適用が平成23年度で終了しましたので、平成24年度の算定に当たっては、優遇措置の取消処理が適正に行われているか確認を行いました。</p> <p>また、河川占用料の徴収誤りの発生防止に向けては、電算システムの改善や、担当職員に制度熟知のための研修を充実するとともに、占用許可決裁時におけるチェックリストの活用、単価表・算定根拠・取扱通知等の資料添付の徹底、複数（管理課・総務課）の職員によるチェック体制の確立に取り組んでいます。</p> <p>今後は、上記の再発防止策を確実に履行し、適正な事務の執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士土木事務所	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	道路占用料の徴収漏れ
3 内 容	国が占用許可を行ったガス管、家屋建替えに伴う作業ヤードの道路占用料について徴収事務を放置していた。
【措置の内容】	
<p>徴収漏れが判明した占用料については、占用者に報告・謝罪するとともに、平成 23 年 4 月末までに徴収処理を完了しました。</p> <p>このたびの徴収漏れを受け、占用許可受付処理簿を共有データベース上に保存し処理状況を担当者以外の者も確認できるようにすることで、処理の遅延や漏れの防止を図りました。</p> <p>なお、徴収誤りの発生の防止に向けては、占用許可決裁時にチェックリストを活用し、単価表・算定根拠・取扱い通知等の資料添付により、複数（維持管理課・総務課）の職員によるチェック体制を確立して取り組んでおります。</p> <p>今後も引き続き、上記の再発防止策を確実に履行し、適正な執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 河川占用料等の調定漏れ及び徴収誤り</p> <p>3 内 容 平成19年度から23年度の河川占用料の調定漏れ及び徴収誤りがあった。 また、平成 19 年度から 22 年度の道路占用料の調定漏れ及び徴収誤りがあった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>徴収誤りが判明した占用料については、占用者に報告・謝罪するとともに、平成24年3月末までに追加徴収及び還付の処理を完了しました。</p> <p>再発防止策として、適正な事務の執行に向けた職員の意識徹底を図るとともに、電算システムの改善、占用許可申請に対する起案・決裁時のチェック項目の見直し、複数の職員によるチェック体制の充実、占用許可を担当する職員自身に対する制度熟知のための研修機会の充実等を実施しました。</p> <p>今後は、上記の再発防止策を確実に履行し、適正な事務の執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	平成 23 年 9 月 30 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 道路占用料等の徴収漏れ及び徴収誤り</p> <p>3 内 容 平成 19 年度から 22 年度分の道路占用料に徴収漏れと算定誤りが判明した。 また、平成 18 年度から 22 年度分の河川占用料の調定漏れと漁港占用料の算定基準額の適用誤りが判明した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>徴収誤りが判明した占用料については、占用者に報告・謝罪するとともに、平成 23 年 8 月末までに追加徴収及び還付の処理を完了しました。</p> <p>再発防止策として、チェックリストにより担当課と総務課の複数職員によるチェックを行うとともに、占用料の明細を占用者と相互確認することや、部内で使用する情報共有データベースを活用した職員の知識の習得に努めています。</p> <p>なお、道路占用料の徴収誤りの原因となった優遇措置については、適用が今年度で終了しますが、来年度の算定にあたって適正に処理が行われているか確認を行っていきます。また、占用許可台帳管理システムへの入力誤りについては、誤りが発生しにくい入力方法にシステムを変更しました。</p> <p>今後は、上記の再発防止策を確実に履行し、適正な執行に努めます。</p>	

⑥危機管理部（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機情報課	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	行政財産使用許可に係る使用料の調定手続の誤り
3 内 容	県が設置している大深度歪計観測舎の一部の使用許可を東京管区気象台長に対し行っているが、その調定手続に遅延、徴収額の誤り、二重登録が発生していた。
【措置の内容】	
<p>処理の遅延及び徴収誤りとなっていた行政財産使用料については、対象者に報告・謝罪するとともに、平成 24 年 1 月末までに還付処理を完了しました。</p> <p>調定手続の遅延及び二重登録の再発防止策として、行政財産の使用許可一覧表を作成し、常に使用許可等の状況について把握できるようにしました。</p> <p>また、徴収誤りの再発防止策として、行政許可の決裁書類において、チェックリストを添付し、使用料の算出基礎が使用料条則に基づき適正に算出されているか、また、使用許可条件記載の使用料が算出基礎額と一致しているかについて確認するとともに、調定額については、調定の決裁書類に行政財産の使用許可一覧表を添付して複数の職員による確認を行い、徴収誤りを防止するよう改善しました。</p> <p>今後は、調定手続きの遅延等が生じないように、法令等に即した適正な事務の執行に努めます。</p>	

⑦出納局（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
集中化推進課	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	会計書類の不適切な管理
3 内 容	平成 22 年度の普通旅費の支出票と添付書類 3 件及び歳入歳出外現金払出票 1 件が所在不明となっている。
【措置の内容】	
<p>課内職員に対し、会計書類の適正な管理を徹底するよう改めて注意喚起をしました。</p> <p>また、会計書類の返却等の処理記録をつけるとともに、返却の際に、返却リストを添付し、返却・受領の相互確認を行う等の改善措置を講じました。</p>	

⑧企業局（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
経営課	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	地域振興整備事業会計における消費税の申告誤り
3 内 容	平成 19 年度から 21 年度の地域振興整備事業を対象として、名古屋国税局の税務調査が行われ、その結果、還付を受けていた消費税額が過大であると判断され、修正申告を行い還付過剰分を返納したほか、延滞税と過少申告加算税が課された。
【措置の内容】	
<p>今後は税務当局との行き違いがないよう、平成 23 年度から税理士と地域振興整備事業の顧問税務契約を締結し、税理士と相談しながら消費税申告をしていくこととしました。</p>	

⑨人事委員会（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
職員課	平成23年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 県職員採用試験の受験申込書の不適切な管理</p> <p>3 内 容 平成23年度の県職員採用試験（高校卒業程度・短大卒業程度）の受験申込書の一部が紛失していることが判明した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>受験申込書の処理については、新たに受付担当を定めることで、事務の役割分担や責任の所在を明確にし、加えて受験申込書が他の書類等に紛れることを防止するため専用の保管庫を設置しました。</p> <p>さらに、受験申込書の受付から保管管理までの事務手続きに応じて確認すべき事項を整理し、事務処理をマニュアル化するとともに、受付担当が作成する受付表と試験担当が作成する受験申込状況一覧表を日々突合するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>今後、適切な事務処理に努め、再発防止に万全を期していきます。</p>	

⑩教育委員会（11箇所12件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
埋蔵文化財センター	平成24年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 職員による業務用パソコンの不適切な使用</p> <p>3 内 容 当該センターの職員が、財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所に派遣されていた平成22年8月から12月にかけて、勤務時間内外に業務用パソコンを私的に使用していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 当該職員を、調査課長の管理下に置き、執務は調査課長が常駐する1階調査課室で行うこととしました。</p> <p>2 業務上の必要から、SDO端末以外に、パソコン1台とプリンターを貸与したが、メール及びネットの接続は、1階調査課室のみで行うこととしました。</p> <p>さらに、業務に関係ないサイトにアクセスできないようアクセス制限も強化しました。</p> <p>3 業務については、適宜、作業工程や作業内容について説明させ、確認を行うこととしました。</p> <p>4 毎月1回行われる全職員対象の全体協議会の場において、不祥事による懲戒処分の個別事例について、所長から注意喚起を行っています。</p> <p>教育委員会としては、法令遵守意識の徹底や再発防止への職員研修の強化など徹底した指導をお願いしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
沼津西高等学校	平成 23 年 12 月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 生徒の個人情報の紛失</p> <p>3 内 容 平成 23 年 3 月末に中学校から提出された平成 23 年度入学生の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票のうち、6 校計 20 人分を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該中学校及び生徒保護者への説明と謝罪を行い、紛失した書類のうち当該生徒指導要録の写しについては、再提出を依頼し、全て受理しました。生徒健康診断票については、健康管理上中学校から引き継ぐべき事項を聴取しました。再発を防ぐ対策として、静岡県教育委員会文書管理規程に基づき、生徒指導要録等の入学関係書類の取扱い手続きを明確化し、全職員に周知しました。また、個人情報の取扱いを中心とした文書管理研修を、全職員を対象として実施しました。</p> <p>県教育委員会としては、ブロック校長会（4月15日）において、生徒関係書類の作成・保管等についても、各校が定める「情報セキュリティ実施手順」に則り、十分に注意を払い、適正かつ慎重に取り扱うよう、徹底した指導をお願いしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
吉原工業高等学校	平成 24 年 3 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 薬品の不適切な管理</p> <p>3 内 容 実習等で使用する薬品について、薬品使用記録簿が作成されていないなど「学校における薬品管理マニュアル改訂版」に準拠していない不適切な処理が行われていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成 23 年 10 月から薬品取扱者、使用日、使用前後の量等薬品の使用状況がわかる薬品使用記録簿を作成しています。</p> <p>また、結果を報告していなかった年 1 回の棚卸については、平成 24 年 3 月に棚卸を実施し、その結果を管理責任者である校長に報告して確認を受けております。</p> <p>今後は法令等を確実に把握し、担当者のみならず複数の者での確認を行い、薬品の取得、保管、廃棄等には十分留意して適切な管理を行ってまいります。</p> <p>県教育委員会としては、「学校における薬品管理マニュアル改訂版」によって適正な管理を行うよう指導を行ってまいりました。</p> <p>なお、今回の不適切な管理を踏まえて、平成 24 年 3 月 27 日付け教学第 3013 号「薬品管理状況の点検について」により、全ての県立高校に対して薬品管理状況の報告を依頼しました。</p> <p>現時点で全ての県立高校から報告を受け、適正に管理されていることを確認しました。今後、薬品管理の徹底について、定期的な点検とその報告を指導していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡南高等学校	平成 24 年 3 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 教員による体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 平成 23 年 5 月に当該高等学校の教諭が生徒に対する体罰行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>職員による生徒への体罰行為の発生を受け、臨時の職員会議を開催しました。事件の概要を伝えるとともに、体罰が人格を傷つけ生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に行ってはならないこと、生徒に体罰を加えることは職員の指導力の未熟さであることなどにつきまして、全職員で再認識を行いました。また、今回の事件をひとりの職員の問題としてだけでなく、学校全体の問題として受け止め、再発防止を図るという姿勢で臨むことを全職員が確認しました。</p> <p>その後、毎月の職員会議で県教育委員会が公表した不祥事案について、職員それぞれが自己の問題として考えることにより理解を深めました。そのほか、県教育委員会が不祥事根絶のために作成した学校用研修資料「信頼にこたえる」を使用した研修では、不祥事根絶チェック表を用いて定期的に自己確認を行っています。</p> <p>また、本校独自の取り組みとして、出張時に校章バッジを着用することにより、倫理観をはじめ所属意識を高めるようにしています。そして、職員からの提案による1分間スピーチを開催し、職員間のチームワーク意識の醸成を図っています。</p> <p>今後も、全職員がひとつになり、組織として再発防止を図っていきます。</p> <p>県教育委員会としては、平成 23 年 6 月 30 日の校長会を同年 10 月 20 日に臨時校長会、また、同年 11 月 29 日に県立学校・市立高等学校校長会を開催し、体罰・行き過ぎた指導についての報告と各校において全職員に対し、体罰行為の根絶と教育公務員としての自覚を一層喚起し、法令と規律の遵守、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導徹底しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田工業高等学校	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 通勤途上における交通違反（著しい速度超過）の発生</p> <p>3 内 容 平成 23 年 6 月に当該高等学校の職員による通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生している。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事例が発生した時点において、朝の打合せ、職員会議の場で、校長がゆとりをもって運転し、交通規則を遵守することの徹底を図りました。</p> <p>2 交通安全週間等の際、朝の打合せで交通安全についての注意を促し、交通規則遵守の徹底を図っています。</p> <p>3 教職員交通安全ニュースが配信された際に、職員全員に配布するとともに注意を喚起し、交通規則遵守の徹底を図っています。</p> <p>4 長期休業に入る前の職員会議の場で、休業中の交通事故、規則違反について注意を促し、交通安全意識の高揚を図っています。</p> <p>県教育委員会としては、各学校において教職員に対して、「教職員交通安全ニュース」の配布等をして、交通ルールを厳守し、交通安全についての意識を高め、教育公務員としての自覚を一層喚起し、法令と規則の遵守、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導徹底しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田工業高等学校	
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	生徒の個人情報の紛失
3 内 容	平成23年3月に卒業した3年生の生徒指導要録7人分を紛失した。
【措置の内容】	
<p>該当生徒及び保護者への説明と謝罪を行い、紛失した7人分の指導要録の復元を行いました。</p> <p>再発防止対策として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒指導要録の耐火書庫保管、副校長による鍵の管理の徹底を図りました。 2 「危機管理マニュアル」「信頼にこたえて」「情報セキュリティ実施手順に準じた情報の取り扱いについての基本事項」を利用して、年間2回以上の職員研修の実施を継続していきます。 3 職員に対して、管理する施設の鍵の保管状況を確認しました。 4 職員室、教科準備室の机、係用ロッカーの施錠の徹底について職員に確認しました。 5 個人情報の取り扱いに関する留意点を掲示することにより注意を喚起し徹底を図りました。 6 教育政策課情報化推進室職員による研修会を7月に実施し、個人情報管理方法について研修を実施しました。 <p>県教育委員会としては、平成23年11月29日の校長会において、全校長に対して、平成21年11月9日付け教人第424号「個人情報の保護と情報資産の厳正な管理について(通知)」及び別紙「情報資産の厳正な保護・管理及び学校施設等の管理に係る留意点」を参考に、各学校において教職員に「情報セキュリティ実施手順」に則し、個人情報・公文書の管理体制の再点検と事故の再発防止に徹底して取り組むよう指導しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
春野高等学校	平成24年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	通勤途上における交通違反(著しい速度超過)の発生
3 内 容	平成23年9月に当該高等学校の職員による通勤途上における交通違反(著しい速度超過)が発生している。
【措置の内容】	
<p>本人に対して、交通ルールの遵守のほか教育公務員としての自覚を持つように促しました。</p> <p>不祥事根絶のための校内研修会を全職員対象に平成23年9月14日から平成24年1月6日までに5回実施し、その中で、春野駐在所警部補による講話や、交通ルールの遵守と教職員交通事犯処理基準等について「飲酒運転の根絶」に向けた研修会を開催しました。</p> <p>また、全職員に対し不祥事根絶のためのチェックシートを利用して校長面談を3月12日から再度実施し交通ルールの遵守のほか教職員として綱紀粛正に努めるよう指導を行いました。</p> <p>今後も校長面談、職員会議等において服務規律の徹底について繰り返し指導を行います。</p> <p>県教育委員会としては、「教職員の交通安全ニュース」の配布等をして、各学校において教職員に対して、交通ルールを厳守し、交通安全についての意識を高め、教育公務員としての自覚を一層喚起し、法令と規則の遵守、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導徹底しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田北高等学校	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 教員による無賃乗車事件の発生</p> <p>3 内 容 平成 23 年 11 月に当該高等学校の教諭が、公務出張の際に無賃乗車を行い逮捕されるという事件を起こした。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 生徒には全校集会において、保護者には文書と緊急保護者会において、謝罪を行い、これまでの経緯と今後の対応について説明をしました。</p> <p>2 出張前に提出する「旅行命令（依頼）簿」の備考欄に、学校を出発する時刻と出張が終わる時刻を記入し、管理職による出張の事前確認や時間的管理を徹底するようにしました。</p> <p>3 月 1 回以上、不祥事根絶に関する職員研修と校長講話を行い、職員の倫理観を高め、教育公務員としての自覚を促す機会としました。また、校内における不祥事根絶の方策について職員にアンケート調査を行いました。</p> <p>4 学期に 2 回、不祥事根絶に向けたチェックリストにより、職員個々が自己確認を行うようにしました。また、必要に応じてその結果を職員会議で共有し、改善が必要な場合は管理職による面談や相談を行うようにしました。</p> <p>5 年度初めと年度末には全職員を対象に、年度途中には特定の職員を対象に、管理職が不祥事根絶に向けた個人面談を行い、職員個々の悩みや問題を共有しながら、問題の未然防止や早期解決に向けて努力するようにしました。</p> <p>6 年に 2 回（6 月と 2 月）、校内コンプライアンス委員会を開催し、学校評議員や P T A 役員から教職員の不祥事根絶についての提言をいただき、運営委員会や職員会議で内容を共有して、改善事項に全職員で取り組むようにしました。</p> <p>7 年度初めには教職員の服務全般について、長期休業前には休業中の服務について、職員会議で教職員全員に確認するようしました。</p> <p>8 教職員の朝の打ち合わせメールや職員室掲示板を用いて、教職員不祥事の事犯について教職員に周知するようにしました。</p> <p>9 校内セクハラ相談員や教職員外部相談窓口を教職員に紹介し、周知するようにしました。</p> <p>県教育委員会としては、県立学校・市立高等学校校長会（11 月 29 日）を開催し、事故の概要・原因等を説明するとともに、失われた信頼の回復のために、教育公務員として、法令と規律を遵守し、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導いたしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松南高等学校	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 教員による盗撮事件の発生</p> <p>3 内 容 平成 23 年 9 月に当該高等学校の教諭が盗撮により逮捕されるという事件を起こした。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 不祥事防止の取組</p> <p>本校では、不祥事防止のため、意識啓発を図る研修や毎月の職員会議における校長講話を実施してきましたが、上記事件の発生を契機として、これまでの対応に加え、次の対応を進めてきました。</p> <p>(1) 授業風景等のホームページでの公開</p> <p>一部の教員についてこれまでも授業風景をホームページで公開してきましたが、事件を契機として、教員や生徒が授業や諸活動に嬉々として打ち込む姿をアピールするとともに、教員が教員としての誇りや使命感を持てるような「オフェンス型の対応」を強化するため、11月までに全教員の授業を公開し、12月に日常の部活動風景も公開しました。</p> <p>(2) セクハラ相談員の増員</p> <p>従来の教頭と1名の女性教員に加え、各学年で1名の教員をおくこととし（うち1名は継続）、11月に2名相談員を増員しました。</p> <p>(3) コンプライアンス委員会の設置</p> <p>法令遵守に関する取組の企画立案、セクハラ相談員との情報交換、不祥事が起こった場合の再発防止策などを行うコンプライアンス委員会を設置し、3月に初会合を開催しました。</p> <p>(4) 校内コミュニケーションの活性化</p> <p>管理職が今まで以上に積極的に声をかけること及び教職員間の挨拶の徹底を進めました。</p> <p>(5) 外部講師による研修等の実施</p> <p>「わいせつ・セクハラ行為の根絶」に関して、10月に臨床心理士、2月に弁護士による講話を行い、また、これに合わせた意見交換等を行いました。</p> <p>2 諸対策の効果</p> <p>学校自己評価アンケート結果の中で、「社会生活において大切なルールやマナーが守られている」が昨年に比べ8ポイント余上がっており、諸対策によりコンプライアンスの遵守に関する意識の向上が図られていると考えています。</p> <p>県教育委員会としては、臨時校長会(10月20日)、県立学校・市立高等学校校長会(11月29日)を開催し、事故の概要・原因等を説明するとともに、失われた信頼の回復のために、教育公務員として、法令と規律を遵守し、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導いたしました。</p> <p>また、セクハラ防止講座(11月18日)を開催し、各校の担当者が研修することで、相談体制の充実を図りました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
科学技術高等学校	平成 24 年 3 月 2 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	教員による生徒へのわいせつ行為の発生
3 内 容	平成 23 年 8 月に当該高等学校の男性教諭が、同校女子生徒に対しわいせつな行為を行った。
【措置の内容】	
<p>事犯発覚後、当該生徒の保護者に対し謝罪を行うとともに、平成23年10月21日に、臨時の全校保護者会を開催し、事情説明及び謝罪を行いました。また、当該生徒はもとより、同年10月24日から、当該生徒が在籍するクラスの全生徒及び他のクラスの希望生徒に対しても、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施しました。</p> <p>再発防止に向けては、校内研修として、同年11月25日に、静岡県人権啓発センターの指導員による、「学校における人権問題を考える」と題したセクシュアル・ハラスメント等についての研修を実施し、さらに、平成24年1月6日には、外部講師による、職員間及び生徒とのソーシャルスキルの向上を図るための研修を実施しました。</p> <p>また、管理職による職員に対する日常の声掛けや職員会議等における注意喚起を通して、校内コミュニケーションの活性化やコンプライアンス意識の醸成等を図るとともに、実験・実習室や教科準備室等の密室化防止のため、校内施設の再点検を実施し、必要に応じて、新たな窓を設置し見通しを良くするなど、未然防止のための環境作りにも努めています。</p> <p>県教育委員会としては、平成23年10月20日に臨時校長会を、また同年11月29日に県立学校・市立高等学校校長会を開催し、事故の概要、原因等を説明するとともに、失われた信頼の回復のために、教育公務員として、法令と規律を遵守し、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導いたしました。</p> <p>また、同年 11 月 18 日にセクハラ防止講座を開催し、相談体制の充実を図りました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊豆総合高等学校	平成 24 年 3 月 2 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	教員による保護者会会計の横領等の発生
3 内 容	平成 21 年度及び 22 年度に当該高等学校の男性教諭が保護者会会計の一部横領などを行った。
【措置の内容】	
<p>再発防止対策として「部活動費徴収と使用および管理」を毎年、年度当初より指示していましたが、今一度、平成23年4月5日の職員会議で議題として取り上げ、再発防止に向けての資料を作成し周知徹底を図りました。</p> <p>当該部活動の臨時父母会を平成23年4月8日に開催し、校長から事件の内容説明と謝罪を行うとともに、今後の部活動会計処理を父母の会で担当していただくよう要請し、平成23年度分から父母会が会計処理を行っています。平成23年10月30日には部活動父母会等会計担当者研修会を開催し、本校事務部から会計担当者に対し、会計処理に係る基本と留意点を説明し、より適切な処理を行うよう要請しました。</p> <p>平成23年4月19日に当該部活動加入生徒に対して事実説明と謝罪を行いました。平成23年5月24日にはPTA・後援会総会の折、事件の内容及び今後の再発防止策について説明するとともに謝罪を行いました。</p> <p>平成23年7月22日に全校生徒に対して事件の概要、経過の説明と謝罪を行いました。</p> <p>また、平成23年度からは不祥事根絶研修として取り上げ、コンプライアンス委員会が主催する職員研修で職員の意識改善を行うこととし、平成23年6月15日に「事務長から部活動費会計」、平成23年10月19日に「校長から部活動費取り扱い」、平成24年3月26日に「教頭から部活動費決算」について指導並びに周知徹底を図りました。</p> <p>さらに、部活動会計処理について学校徴収金マニュアルに従い管理職の指導、会計書類確認、保護者に対する部活動費徴収、決算通知の管理を行っています。</p> <p>教育委員会としては、平成 23 年 6 月 30 日の校長会において、事故の概要、原因等を説明するとともに、各校において全職員に対し、不適正な会計処理の根絶、県立学校では「学校徴収金事務取扱いマニュアル」に基づく管理の徹底、教育公務員としての自覚を一層喚起し、法令と規律の遵守、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導徹底しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
高等学校（機関名は非公表）	平成 24 年 3 月 28 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	教員による生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為の発生
3 内 容	平成 23 年 7 月に当該高等学校の教諭が同校生徒に対するセクシュアル・ハラスメント行為を行った。
【措置の内容】	
<p>9月以降、県教育委員会作成の研修資料やスクール・セクハラに関するビデオ等を使用して、校内研修を毎月実施しました。研修においては、セクハラ・わいせつ行為は重大な人権侵害であり絶対に許されないこと、複数の職員による指導体制が基本であること、密室とならないように施設面での点検も行うことなど指導を徹底しました。</p> <p>また、全職員を対象に個別面談を行い、職員とのコミュニケーションを深めるとともに、校内コンプライアンス委員会等において、情報収集を図り、課題の早期発見に努めました。</p> <p>さらに、セクハラ相談員を増員するとともに、学校の相談窓口や外部の相談機関の連絡先などを生徒や保護者に周知し、相談しやすい環境の整備を図り、再発防止に努めています。</p> <p>県教育委員会としては、平成23年10月20日に臨時校長会を、また同年11月29日に県立学校・市立高等学校校長会を開催し、事故の概要、原因等を説明するとともに、失われた信頼の回復のために、教育公務員として、法令と規律を遵守し、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導いたしました。</p> <p>また、同年 11 月 18 日にセクハラ防止講座を開催し、相談体制の充実を図りました。</p>	

⑪公安委員会（警察本部）（8箇所11件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
鑑識課	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	酒気帯び運転による交通加害事故の発生
3 内 容	平成 23 年 6 月に、鑑識課警察行政職員が酒気帯び運転により停止中の軽自動車に追突し、運転者に加療2週間の傷害を負わせる交通加害事故を起こした。
【措置の内容】	
1 行為者に対する厳正な処分	行為者に対して、平成 23 年 6 月 23 日付けで懲戒免職処分を執行しました。
2 再発防止策	<p>本事案を受けて、職員一人ひとりが常に厳正な規律の保持に努めるよう職員への職務倫理教養を重点に、所属長による職員個々面接、小集団討論会、飲酒運転防止のための教養資料発出、飲酒状態模擬体験による危険性の周知、職員家族に対する書簡発出による協力依頼など再発防止に取り組んでいます。</p> <p>また、本件が、病気療養で長期休暇中の職員によるものであることを重く受け止め、今後は、休暇療養者を含めた職員一人ひとりに対するきめ細かな身上把握や指導による再発防止に努めます。</p>

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊東警察署	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 警察官による個人情報の紛失</p> <p>3 内 容 平成 23 年 4 月に当該警察署の巡査部長が職務中に聞き取った個人情報の記載されたメモ帳を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 紛失時の対応 本件事案が発生した直後から紛失場所周辺の検索、周辺住民等への聞き込み等を実施したが、紛失物件を発見することはできませんでした。</p> <p>2 緊急全体会議の開催 全地域課員を対象とした緊急全体会議を開催し、職員が作成した個人情報に関する取扱いの重要性を認識させるなど紛失防止の教養を実施しました。</p> <p>3 街頭活動に従事する職員による再発防止検討会の開催 街頭活動に従事する職員による個人情報の重要性と外部流出時の影響、職務上作成したメモ等の具体的取扱い及び保管方法等に関する検討会を実施するとともに、再発防止の徹底を指導しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津警察署	平成 23 年 9 月 30 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 警察官による窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 沼津警察署の巡査長が、同僚の居住する公舎宅で、玄関に置いてあった財布を盗み、窃盗で書類送致される事件が、平成 22 年 8 月に発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 行為者に対する厳正な処分 行為者に対して、平成 22 年 9 月 17 日付けで懲戒処分（停職 1 か月）を執行しました。</p> <p>2 緊急幹部会議の開催 事案発覚直後、緊急幹部会議を招集し各課長等に、身上把握の徹底、個々面接による借財等についての詳細な聴取について指示しました。</p> <p>3 署全体教養における署長訓示 全体教養日に署長が非違事案の再発防止を主体とした職務倫理教養の訓示を行い、署員に非違事案防止の啓発を図っています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津警察署	平成 23 年 9 月 30 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 警察官によるわいせつ行為の発生</p> <p>3 内 容 沼津警察署の巡査部長が、一緒に飲酒していた知人女性に対してわいせつ行為を行うという事件が、平成 22 年 6 月に発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 行為者に対する厳正な処分 行為者に対して、平成 23 年 3 月 17 日付で懲戒処分（停職 6 か月）を執行しました。</p> <p>2 緊急幹部会議の開催 事案発覚直後、緊急幹部会議を招集し各課長等に、身上把握の徹底、個々面接による詳細な聴取について指示しました。</p> <p>3 直属上司である課長による身上把握の徹底 課員個々の生活、勤務実態について個人面接等を通じて身上把握の徹底を図っています。</p> <p>4 非違事案を事例とした教養の実施 新聞報道された非違事案を事例に、課長が毎朝の朝会で指示教養を行い、警察官の自覚の保持、早期相談（報告）を指導教養しています。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 保管すべき警察手帳の廃棄</p> <p>3 内 容 沼津警察署の巡査部長が、他県警への出向者の警察手帳について、保管せずに廃棄してしまった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 行為者に対する厳正な処分 行為者に対して、平成 22 年 12 月 24 日付で懲戒処分（減給 100 分の 10 1 か月）を執行しました。</p> <p>2 幹部の対する指示 課長以上会議において、「何事でも相談できる風通しの良い職場作り」を心掛け、署員同士の絆の醸成を図り、心配事や問題の報告しやすい職場環境作りに努めるよう指示しました。</p> <p>3 全体教養日における教養 全体教養日に給貸与品が紛失した場合の社会的影響や、警察業務に対する信用低下等の警察業務に及ぼす影響について繰り返し教養を行い、署員に保管管理の重要性を認識させました。</p> <p>4 返却業務における確実な点検の実施 給貸与品を返却する際は、複数人による点検を実施して紛失防止に努めています。</p> <p>5 給貸与品の全署員点検の実施 給貸与品の実物点検を実施しました。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 公務中における交通加害事故が多発</p> <p>3 内 容 警察官による公務中における交通加害事故が平成 22 年度に 4 件発生している。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事故概要の周知 職員交通事故の発生の都度、事故概要を署員に知らしめ事故防止を図りました。</p> <p>2 全体教養日における教養 職員交通事故の防止を図るため、全体教養日に公用車における事故が多発していること等を説明し事故防止を図りました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士警察署	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	警察官によるひき逃げ事件の発生
3 内 容	富士警察署の警部補が私用で乗用車を運転中、前の車に追突し、運転手などを負傷させたにもかかわらず逃走した上、妻を身代りに立てて、自動車運転過失傷害、犯人隠避教唆などの疑いで逮捕される事件が平成 23 年 2 月に発生した。
【措置の内容】	
1 行為者に対する厳正な処分	行為者に対して、平成 23 年 3 月 10 日付けて懲戒免職処分を執行しました。
2 再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時の全体教養を実施し、同種事案の再発防止について教養しました。 ・ 緊急個人面接を実施し、部下の身上把握ときめ細やかな指導を行いました。 ・ 階級別、年代別に飲酒運転防止検討会を実施しました。 ・ 過去の懲戒処分者や家族が被った不利益や組織へのダメージなどを綴った手記を各課ごとに朗読しました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士宮警察署	平成 23 年 9 月 30 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	交通反則切符等への不適切な加筆
3 内 容	富士宮警察署の巡査が、交通反則切符等の記載漏れ箇所について、正式な手続をとらずに加筆する行為を繰り返していた。
【措置の内容】	
1 行為者に対する厳正な処分	行為者に対して、平成 23 年 8 月 25 日付けて懲戒処分（戒告）を執行しました。
2 再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通課員が切符処理時の注意事項について教養しました。 ・ 署全体教養において、非違事案の具体的事例を示すなど、交通反則切符訂正の正規手続について教養しました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川警察署	平成 24 年 3 月 2 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	捜査情報の不適切な管理
3 内 容	当該警察署の巡査部長が、自宅で私物パソコンを用いて窃盗等実況見分調書や現場見取り図等を作成するなど、捜査情報を外部に持ち出していた。
【措置の内容】	
1 行為者に対する厳正な処分	行為者に対して、平成 23 年 11 月 25 日付けて懲戒処分（減給 100 分の 10 1 か月）を執行しました。
2 行為者に対する措置	行為者の私有パソコン及び外部記録媒体を全て回収し、ウイルス検査を実施するとともに捜査情報を全て削除しました。
3 再発防止策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急幹部会議を開催し、各課長に対して再発防止の徹底を図るよう指示しました。 (2) 全署員に対し公務情報の適切な取扱いについて指示するとともに、私有パソコン及び外部記録媒体について自己点検等を実施させました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井警察署	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 警察官による窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 平成 23 年 5 月に当該警察署の巡査部長が窃盗事件を起こした。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 行為者に対する厳正な処分 行為者に対して、平成23年6月3日付けて懲戒処分（減給100分の10 3か月）を執行しました。</p> <p>2 再発防止策</p> <p>(1) 緊急幹部会議を開催し、各課長に対し事案概要を説明するとともに、身上把握の徹底等を指示しました。</p> <p>(2) 全体教養日や朝礼等を通じて、全署員に対し、非違事案発生における影響等再発防止に向けた指導教養を実施しました。</p> <p>(3) 全署員を対象とした個人面接を随時実施し、身上把握に努めました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田警察署	平成 23 年 9 月 30 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 事件証拠車両の盗難</p> <p>3 内 容 平成 22 年 9 月に、盗難事件の証拠品として署内で保管していた車両が盗まれ、袋井市内で焼かれ全焼するという事件が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 証拠品管理の徹底 車庫等の戸締り可能な保管場所での保管や装備資機材の活用により証拠品管理の更なる徹底を図っています。</p> <p>2 職員に対する教養 全体教養日、朝会等で再発防止策の徹底を指示し、車両保管時においては、当直主任等が具体的指示をし、保管状況の確認を徹底させました。</p> <p>3 施設の改修 外部からの不法侵入者に対応するため、施設の改修を行いました。</p>	

(2) 財政的援助団体等 (2 箇所 2 件)

① 健康福祉部所管 (1箇所1件)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
地方独立行政法人静岡県立病院機構	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 賃料の現物納付分の収入未計上</p> <p>3 内 容 県立総合病院内の喫茶店出店について、建物賃貸借契約に係る賃料の現物納付分を病院事業会計に収入計上していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>建物賃貸借契約に係る賃料の現物納付分について、病院事業会計に収入計上するよう平成23年度に会計処理を改めました。</p> <p>また、賃料の一部を現物納付とすることについては、適正な会計処理を行っていなかったことなど、内部での調整・検討が不十分であったことから、平成 24 年度以降は賃料の全額を金銭納付とするよう契約を変更します。</p> <p>今後は、研修などにより職員の会計知識の向上を図るとともに、事務のチェック体制を徹底して再発防止に努めます。</p>	

② 教育委員会所管 (1箇所1件)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
(株) 小学館集英社プロダクション	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 カッター訓練中における死亡事故の発生</p> <p>3 内 容 平成 22 年 6 月に中学生のカッター訓練中に 1 隻が転覆し、乗員 20 名が浜名湖に投げ出され生徒 1 名が死亡するという事故が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 マニュアルの改訂の作成、見直しについて</p> <p>弊社及び静岡県の事故調査報告書および国交省運輸安全委員会が平成24年1月27日に公表した船舶事故調査報告書の内容、静岡県マリナー協会や消防機関などの専門家の助言などを参考にして整備見直しを進めております。</p> <p>(1) マニュアル概要</p> <p>マニュアルは、「指導マニュアル」のほか、「安全対策マニュアル」「緊急時対応マニュアル」「救助マニュアル」を作成し、起こりえる事態を想定しその対策を明文化いたしました。</p> <p>(2) マニュアルの検証</p> <p>浜松市消防局、周辺マリナー関係者等の協力を得ながら、緊急対応の検証作業を兼ねた救助訓練を積み重ねて安全体制の整備・検証を実施しているところです。訓練を「カッター指導」「救助方法」といった項目ごとに行うことで、不備がないか等の継続的確認を行っています。</p> <p><事故検証> : 静岡県主導にて実施 (事故発生後～平成22年9月末)</p> <p><訓練> : 県主導にて実施/弊社独自実施 (平成22年9月～)</p> <p><研修> : 弊社独自実施 (平成22年8月～)</p> <p>2 三ケ日青年の家としての安全管理強化</p> <p>(1) 組織体制の強化</p> <p>今年3月より、三ケ日青年の家に副所長兼指導課責任者を配属いたしました。</p> <p>カッター等の海洋活動を行っている岡山県渋川青年の家で指導課責任者を務めておりましたので、今後安全対策への取り組み、所員への指導も一層強化できるものと考えております。</p>	

(2) 職員のスキルアップ

周辺のマリナー関係者および外部の専門家による三ケ日での操船等の訓練、および外部機関での研修会（国立中央青少年交流の家における青少年教育指導者マネジメントセミナーなど）への参加を積極的に行い、職員のスキルアップを図っています。

(3) 安全対策物品の購入

昨年4月にライフジャケットを一新し安全性を高めました。今後も備品等は常に整備点検を行い、必要に応じて更新していきます。

3 小学館集英社プロダクションとしての安全管理強化

(1) 組織体制の強化

社内組織として『安全マネジメント委員会』『安全マネジメント推進室』を設けました。

『安全マネジメント委員会』は、弊社が行う全事業の安全マネジメントに特化した機能を有し、社内での安全管理に関する最高意思決定機関として機能しています。また、安全マネジメント委員会と各事業部をつなぐ役割を果たすのが安全マネジメント推進室です。推進室に所属する監査委員を現地へ年に1回以上派遣し、高水準の安全が担保されているか独自に保有する監査項目に沿って監査を行います。一方で、施設内のスタッフからも安全管理担当者を選出し、施設内の安全対策の徹底を図ります。このように“安全”をキーワードにした組織・担当が相互に連携しあう体制を整えてきています。

部 門	役 割
安全マネジメント委員会	・安全マネジメントに特化した取締役会の分科会としての機能 ・会社の安全マネジメントに関する承認と意思決定 ・四半期に1回開催
安全マネジメント推進室	・事業部の安全管理委員からの報告、相談窓口 ・事業部の設定した安全マネジメント計画の達成度、運用を評価、監査。監査員が年に1回以上、現地監査を実施。 ・安全管理上の情報収集・共有・記録の管理
安全管理委員	・各事業部の安全対策のリーダーとして安全マネジメント推進室と連携し、研修・訓練、各種計画を作成

(2) 内部監査の強化

弊社全体としての安全対策に対する提案、管理、監督する社内組織として『安全マネジメント委員会』がその監督にあたり、今後更に、内部監査を強化します。

監査項目は76項目にわたり、安全面を中心に総括責任者やスタッフへのヒアリング、各種研修報告書等を確認するなどして現地監査を行います。改善が必要な項目が見られた場合は、期限を設け事業部と施設が連携して改善に取り組みます。

また、事業部内に『マニュアル検討部会』を設置し、以下の点について検討を進める場とし、常に安全管理の継続的改善に努めています。

- ・各種マニュアル内容の確認、改訂方針の決定及び各施設への周知
- ・研修・訓練内容の検討、各施設での実施状況の確認、共有
- ・ヒヤリハット事例の共有及び対策の協議

さらに『全国施設担当者会議』を年2回の頻度で開催し、全国で勤務する各施設スタッフの代表者が一同に会し、安全管理をはじめとした議題について、各施設での事例を共有し情報交換をすることで、相互のスキルアップを図っています。

<静岡県教育委員会の所見>

県教育委員会では、「青少年教育施設等安全対策委員会」を設置し、県立青少年教育施設の安全管理体制の徹底的な見直しを行ってきました。同委員会を中心に安全対策マニュアルの見直しやマニュアル検証のための救助訓練などを指導してきました。

指定管理者は、県と連携しながら安全対策マニュアルの見直しなど野外活動における安全管理体制の見直しを行い、県として求める水準のものが出来上がりつつあり、今後はその実効性を検証し万全の体制を整えていきます。また、指定管理者は、職員の西置換え、各種研修会参加や所内訓練の実施による職員のスキルアップなどを実施しており、安全管理体制の確立に向けた努力が見られ、今後も連携をとりながら、更に安全管理体制の強化を図っていきます。

(3) 随時監査 (2 箇所 2 件)

①交通基盤部 (1箇所1件)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	平成 24 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 事前の調査不足による工事の遅延</p> <p>3 内 容 平成 22 年度 (国) 473 号橋梁改築 (地域連携 2A) 地域高規格事業 (大沢高架橋下部工第 5 工区) の事前調査不足により、地下埋設管の移設に時間を要し、工事の完成が遅れていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成 23 年 4 月 28 日付で、「適切な設計業務の実施について (通知)」を当事務所企画検査課長より技術職員に通知し、道路設計をする際には、地下埋設管等の占有者に工事の実施に当たって配慮する点を確認することや、県と設計する業者が合同で現地踏査を実施すること、及び占有者ごとに地下埋設物件の調査時の照査チェックリストを作成すること等を徹底しました。</p> <p>なお、工事の遅れについては、地下埋設管の移設終了後、ただちに下部工工事に着手するとともに、定期的に工程会議を開催し、関係者間で調整した結果、平成 24 年 3 月に下部工工事が完成しました。</p> <p>今後は、引き続き上部工工事等の工期短縮を図り、早期の供用開始に努めます。</p>	

②がんセンター局 (1箇所1件)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
がんセンター局	平成 24 年 3 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 不適切な物品取得</p> <p>3 内 容 器械備品 (10 万円以上) の物品の購入の際に、器械備品としてではなく消耗品など (10 万円未満) を購入した形をとっていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>同様な不適切な物品取得の有無について、平成 18 年度以降の物品購入契約を調査したところ、指摘された事例以外にも器械備品として購入すべきものがあったので、23 年度決算で会計上の修正を行いました。</p> <p>職員の会計規程等に対する遵守意識が希薄であったため、定期的に会計研修を実施し、職員のコンプライアンス意識の高揚に努めます。</p> <p>予算上の制約と担当職員が単独で発注と検収を行っていた物品調達体制であったことにより、不適切な物品取得が生じたことから、適切な予算措置を行うとともに、発注と検収を別の部署に一元化し、発注の透明性を高めていきます。</p>	

